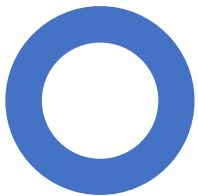
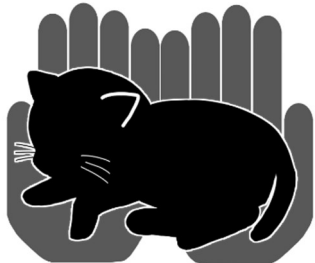





猫の引取りについて(皆様へのお願い)

令和元年6月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、所有者不明な猫の引取りを拒否することができるようになりました。これは安易な引取りが殺処分数の増加につながり、動物愛護の観点から望ましくないことから、規定されたものです。

今後は、動物の健康や安全を保持するために必要と認められる(自らの力で生活ができない)場合、又は周辺の生活環境が損なわれている事態が生ずる恐れがあると認められる場合のみ引取りすることになりますのでご理解くださるようお願いいたします。

具体的な対応は以下の図のとおりですが、周辺の生活環境が損なわれている事態については、下記相談窓口の職員が現状を確認することとじていますので、ご了承ください。

 引取りする	 手のひらに乗るくらい 小さな子猫	 明らかに病気や ケガで動けない猫
---	---	--

 元の場所に 戻してもらう (引取りをお 断りすること があります。)	 首輪がついて いる猫	 耳がカット された猫	 親猫がいる 子猫	 自由に動き 回れる猫
	耳がカットされているのは不妊去勢手術をしているという印です。どなたかが飼育(管理)している猫となりますので、元いた場所に戻し、様子を見てください。		親猫がいる子猫や自由に動き回れる猫(子猫を含む)は、自らの力で生活ができる猫となりますので、元いた場所に戻し、様子を見てください。	

相談窓口
 青森県動物愛護センター：017-726-6100
 弘前市駐在：0172-33-6664 八戸市駐在：0178-27-5111
 五所原市駐在：0173-34-2130 十和田市駐在：0176-23-9511
 むつ市駐在：0175-23-7888